

五泉警察署建設工事基本設計業務に係る簡易公募型プロポーザル説明書

令和 8 年 6 月 4 日
新潟県土木部都市局営繕課

1 技術提案書の特定までの手続き等

五泉警察署建設工事基本設計業務の設計者の選定方法は、簡易公募型プロポーザル方式とし、次のとおり行う。

- i) 手続開始の公告及び説明書の交付
- ii) プロポーザルへの参加を希望する者は、次の書類を提出
 - ・ プロポーザル参加表明書（様式 1。以下「参加表明書」という。）
 - ・ 添付様式（様式 2、様式 3-1～3-4、様式 4、様式 5-1～5-4。以下「技術資料」という。）
- iii) 参加表明書の提出者の中から、技術資料の評価を基に技術提案書の提出者を 3 から 5 者程度選定し、技術提案書の提出を要請
- iv) 技術提案書の提出者の中から、技術提案書及び技術資料の評価を基に最優秀提案者及び次点の者を特定

なお、スケジュールについては、次のとおり予定している。

項目	内容	日程（予定）
説明書の交付		6月4日（木）から 6月16日（火）まで
参加表明書の提出期限	「参加表明書」及び「技術資料」の提出	6月17日（水）まで
技術提案書の提出者の選定	提出された技術資料を基に技術提案書の提出要請者を 3 から 5 者程度選定し、「技術提案書提出要請書」を送付	6月下旬
技術提案書の提出期限	「技術提案書」の提出	7月下旬
ヒアリング	技術提案書の提出者（管理技術者及び建築意匠主任担当技術者）に対し、ヒアリングの実施	8月上旬
最優秀提案者及び次点の者の特定		8月上旬

2 業務概要

(1) 業務名

五泉警察署建設工事基本設計業務

(2) 業務内容

五泉市寺沢5丁目1084番1ほか4筆で計画されている五泉警察署建設工事の基本設計業務を行うものである。

五泉警察署建設の基本的な考え方等については、別添「五泉警察署建設の基本構想」による。

(3) 履行期間

令和8年9月～令和9年2月（予定）

(4) 技術提案書の提出者に要求される資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 自社又は自社の役員等（支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を含む。）が新潟県暴力団排除条例第6条に規定する暴力団、暴力団員である者又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。（契約時に暴力団等の排除に関する誓約書の提出が必要になります。提出がない場合は、契約を締結しない場合があります。）

ウ 新潟県建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程（平成7年新潟県告示第96号）に基づく令和8・9年度入札参加資格者名簿（業務の種類は「一級建築設計」に限る。）に登載されている者であり、新潟県建設工事入札参加資格審査規程（昭和58年新潟県告示第3296号）に基づく令和8・9年度入札参加資格者名簿に登載されていない者であること。

エ 新潟県から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

オ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

カ 新潟県内に主たる営業所を有していること。

キ 同一組織からの参加は1組に限る。

ク 事業を組合形式で実施する団体の管理技術者及び建築意匠主任担当技術者として参加する場合は、その技術者が所属する事務所は別組織として参加することはできない。

(5) 業務実施上の条件

ア 配置予定管理技術者は、一級建築士（建築士法に基づく定期講習を受講している者に限る。）であること。

イ 管理技術者並びに建築意匠、建築構造、電気、機械の主任担当技術者及び担当技術者を各1名置くものとし、これらは兼任しないこと。

ウ 管理技術者及び建築意匠主任担当技術者は、技術提案書の提出者の組織に属していること。

エ 建築意匠は、委託契約条項第3条に定める再委託をしないこと。

なお、建築意匠以外で業務の一部を再委託する場合には、再委託先の建設コンサルタント等が新潟県建設コンサルタント等業務の入札参加資格者である場合、指名

停止期間中でないこと。

オ 建築意匠の担当事務所は、他の応募者の協力事務所になっていないこと。

(6) その他

本業務の特記仕様書及び委託契約条項は別添のとおりである。

3 参加表明書及び技術資料の作成、記載上の留意事項

(1) 参加表明書及び技術資料の作成

参加表明書及び技術資料は、様式1、様式2、様式3-1～3-4、様式4、様式5-1～5-4（各様式共A4判）により作成すること。

(2) 記入要領及び注意事項

技術資料は、各様式の記入要領及び注意事項に従って作成すること。

(3) 参加表明書及び技術資料の無効

この書面及び各様式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

4 参加表明書及び技術資料の提出について

(1) 提出部数 1部

(2) 提出方法 電子データ（PDF形式）

(3) 提出期限 令和8年6月17日（水）16時まで

(4) 提出先 新潟県土木部都市局営繕課 建築調整班

住所 〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

TEL 025-280-5446（ダイヤルイン）

電子メール ngt160040@pref.niigata.lg.jp

（メールの到着を確認すること。）

(5) その他 要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。

5 説明書に関する質問の受付及び回答

(1) 説明書に関する質問は文書（書式自由、ただしA4判とする。）により行うこととし、持参、郵送又は電子メール（持参以外の場合は、到着又は着信を確認すること。）いずれの方法でも可能とする。

なお、質問文書には回答を受ける担当窓口の部署、担当者氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを併記すること。

ア 質問の受付回答課 4(4)に同じ。

イ 質問の受付期間 令和8年6月4日（木）から6月11日（木）16時まで

(2) 質問に対する回答は、質問の受付期間最終日の翌日までに電子メール及びホームページへの掲載により行う。（<http://www.pref.niigata.lg.jp/eizen/>）

6 技術提案書の提出要請者の選定

(1) 技術提案書の提出者を選定するための評価基準（評価項目、評価の着目点（判断基準）、評価のウェイト）は、下表の技術資料欄（CPDを除く。）のとおりとする。

	評価項目	評価の着目点	評価のウェイト		様式			
			基準	小計				
技術資料	資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	主任担当技術者 建築意匠 建築構造 電気 機械	2 1 1 1	5	様式3-1 様式3-2 様式3-3 様式3-4	
	技術力	過去15年間（平成23年6月以降）の同種又は類似業務の実績（実績の有無及び携わった立場） 評価対象とする技術者数 ・管理技術者：1人 ・主任技術者 建築分野：1人 構造分野：1人 電気分野：1人 機械分野：1人 （兼務していないこと）	以下の順で評価する。 ①同種業務（次のア又はイに該当するもの）の実績がある。 ア. 警察署庁舎（新築及び改築工事のみとし、増築及び改修工事は除く。交番、駐在所等は含まない。） イ. 国・県の庁舎（合同庁舎、地域振興局等）、市町村役場庁舎（支所等）、消防署庁舎又は運転免許センターで延床面積（改築及び増築工事はその範囲）が2,000㎡以上のもの（新築、改築及び増築工事のみとし、改修工事は除く。） ②類似業務（国・県の庁舎（合同庁舎、地域振興局等）、市町村役場庁舎（支所等）、消防署庁舎又は運転免許センターで延床面積（改築及び増築工事はその範囲）が1,000㎡以上のもの（新築、改築及び増築工事のみとし、改修工事は除く。）の実績がある。 これに加え、実績の立場を次の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ①管理技術者、主任担当技術者（建築意匠に限る。）又はこれに準ずる立場 ②担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ①主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ②担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者 主任担当技術者 建築意匠 建築構造 電気 機械	1 1 1 1	5	様式2 様式3-1 様式3-2 様式3-3 様式3-4	
		過去15年間（平成23年6月以降）に担当した新潟県内の公共建物の業務実績	以下の順で評価する。 ①実績がある（県発注） ②実績がある（国、市町村発注）（管理技術者又は主任技術者として携わった実績に限る。新築、改築及び増築工事のみとし、改修工事は除く。）	管理技術者 主任担当技術者 建築意匠 建築構造 電気 機械	1 1 1 1	5	様式2 様式3-1 様式3-2 様式3-3 様式3-4	
		過去15年間（平成23年6月以降）の同種又は類似業務実績の技術的評価	過去の同種・類似業務実績については、設計主旨、各立場で特に留意した事項、写真及び図面等を基に総合的に評価する。（外部形態、内部形態、配置、平面計画、設計コンセプト）	管理技術者 主任担当技術者 建築意匠 電気 機械	2 1 1 1	5	様式5-1 様式5-2 様式5-3 様式5-4	
		CPD	CPD取得単位を評価	管理技術者 主任担当技術者 建築意匠 建築構造 電気 機械	1 1 1 1	5	様式2 様式3-1 様式3-2 様式3-3 様式3-4	
		取組意欲	ヒアリングにより評価を行う。当該業務を実施する上での課題や問題点を把握しており、積極的に取組む姿勢がうかがわれる場合に優位に評価する。		10	10		
	技術提案書	業務実施方針及び手法（評価にあたっては、技術提案書の内容及びヒアリングの結果により総合的に判断する。）	業務の理解度	業務内容、業務背景、手続の理解が高い場合に優位に評価する。		10		様式6
		業務の実施方針	業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について（ただし、特定テーマに対する内容を除く。）、的確性、獨創性、実現性等を総合的に評価する。		15			
		特定テーマに対する技術提案	① テーマ①について、その的確性（与条件との整合性が取れているか等）、獨創性（工学的知見に基づく獨創的な提案がされているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を考慮して総合的に評価する。		20	65	様式7	
			② テーマ②について、同上		20			
合計					100			

※ 最優秀提案者及び次点の者の特定においては、技術提案書欄及び技術資料欄（CPDを含む。）の総合的な評価により行う。

資格評価表

業務分野	評価する資格（番号の順に評価する。）
建築意匠	①一級建築士 ②二級建築士 ③その他
建築構造	①一級建築士 ②二級建築士 ③その他
電 気	①建築設備士、技術士、一級建築士 ②一級電気工事施工管理技士 ③二級電気工事施工管理技士、その他
機 械	①建築設備士、技術士、一級建築士 ②一級管工事施工管理技士 ③二級管工事施工管理技士、その他

※ 海外の資格については、当該資格と同等であると判断できる説明資料を提出した場合、同等の評価を行う。

※ 「技術士」とは、当該分野における技術者資格とする。

※ 「その他」とは、当該分野における技術者資格とする。

- (2) 技術資料の評価は、次に掲げる委員で構成する選定委員会が行う。

選定委員会

委員長	土木部都市局営繕課長
副委員長	土木部都市局営繕課長補佐
委員	土木部都市局建築住宅課長補佐（参事） 土木部都市局営繕課設備・環境担当参事 警察本部警務部装備施設課施設管理官 警察本部警務部装備施設課長補佐（営繕担当） 警察本部警務部装備施設課長補佐（施設整備担当）

7 非選定理由に関する事項

- (1) 技術提案書の提出者として選定しなかった者に対しては、その旨を「設計業務に係わる技術資料の審査結果について（通知）」により、新潟県土木部都市局営繕課長から通知する。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から7日（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5条）第1条に規定する県の休日を含まない。）以内に書面（書式自由。ただしA4判）により、新潟県土木部都市局営繕課長に対して選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）について説明を求められることができる。
- (3) 上記(2)の回答は、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。
- (4) 非選定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は、以下のとおりである。
 - ア 受付場所 4(4)に同じ。
 - イ 受付時間 9時から16時まで。

8 その他

- (1) 技術資料に虚偽の記載をした場合は、技術資料を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (2) 技術資料提出後は、原則として技術資料に記載された内容の変更を認めない。

また、技術資料に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由で変更する場合は、事前に同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

(3) 技術資料の取扱い

ア 提出された技術資料は返却しないものとする。

イ 提出された技術資料は、本手続きに関する作業において必要な範囲で複製することがある。

(4) 技術資料及び技術提案書の作成、提出並びにヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。